

# 第1章 公害紛争の処理状況

## 1 平成25年度の公害紛争の処理状況

平成25年度に公害等調整委員会（以下単に「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された41件（裁定事件38件（責任裁定事件18件、原因裁定事件20件）、調停事件3件）と、25年度に新たに受け付けた37件（裁定事件32件（責任裁定事件23件、原因裁定事件9件）、調停事件5件）の計78件である。このうち、27件が25年度中に終結し、残り51件は26年度に繰り越された（表1、表2）。

平成25年度に新たに受け付けた事件の件数（37件）は、20年度（12件）、21年度（24件）、22年度（27件）、23年度（29件）、24年度（29件）に引き続き増加している。特に、裁定事件の受付件数（32件）は、昭和47年の裁定制度導入以来最多となった。

なお、これ以外に委員会は、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき、慰藉料額等変更申請を処理している。

### (1) 平成25年度に終結した主な事件

#### ア 江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件

平成24年4月20日、東京都江東区の住民1人から、不動産会社を相手方（被申請人）として、被申請人が発注したマンション建設現場を発生源とする騒音、振動、低周波音により、申請人は肉体的、精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金492万円の支払を求める責任裁定の申請があった。

その後、同年7月6日、同一原因による被害を主張する住民4人から参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年8月8日、これを許可（平成24年（セ）第5号事件）した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成25年8月27日、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成25年（調）第8号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年9月2日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

### (2) 係属中の主な事件

#### ア 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

平成25年1月9日、大阪府大東市の住民14人から、金属加工会社を相手方（被申請人）として、自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害等は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものである、との原因裁定及び被申請人に対し、損害賠償金合計5,992万2,000円の支払を求める責任裁定の申請があった。

その後、同年5月24日、同一原因による被害を主張する大東市の住民3人から個別に参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年6月25日、これらを許可（平成25年（セ）第14・15・16号事件、平成25年（ゲ）第8・9・10号事件）した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成25年1月29日、平成25年（ゲ）第1号事件を併合し、1回の現地審問期日を開催するとともに、同年6月20日、アルミ表面処理技術と金属表面処理工場の環境対策に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

#### イ 泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件

平成25年7月2日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、兵庫県姫路市のアスファルト等加工会社（原告）が設けている大阪府泉大津市所在の営業所の隣地で発生した、石油会社A（被告A）が設置していた送油ポンプからの油の漏洩、又は（及び）、石油会社B（被告B）が設置していた油槽所からの油の漏洩と、原告土地の土壌汚染との因果関係の有無について、原因裁定を求める嘱託があった。

委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成25年11月15日、原告所有地の土壌汚染と被告2社がそれぞれ起こした油の漏洩事故との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

#### ウ 中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

平成25年10月28日、埼玉県越谷市の不動産会社から、建設会社及び不動産会社を相手方（被申請人）として、被申請人らが施工した既存ビルの解体工事による振動、解体後の新築ビル基礎工事のための掘削工事及びその際の地下水くみ上げにより、申請人所有の賃貸ビルに沈下、傾斜等の被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金7,140万円の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成26年1月14日、建築構造学に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

**表1 平成25年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧**

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	H21. 7. 3	H25. 10. 17 棄却
	葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 9. 9	25. 4. 4 棄却
	千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 2. 21	26. 1. 15 一部却下 一部棄却
	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	23. 3. 1 24. 1. 25 24. 12. 26	
	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 3. 7	

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	H23. 6. 16	H26. 1. 28 一部認容
	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 7. 22	25. 11. 5 一部認容
	加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定囑託事件	23. 9. 7	
	茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 9. 29	
	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	23. 11. 29	
	岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	23. 12. 8	
	福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	23. 12. 20	26. 3. 13 取下げ
	甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	23. 12. 27	25. 5. 28 棄却
	安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 1. 23	
	刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件	24. 2. 1	25. 5. 28 棄却
	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	24. 3. 7 25. 3. 11 25. 4. 3 25. 6. 4	
	武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件	24. 4. 4	26. 1. 28 棄却
	江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	24. 4. 20 24. 7. 6	25. 9. 2 調停成立
	岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件	24. 6. 15	
	京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	24. 6. 19	25. 6. 13 調停成立
	品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	24. 8. 13	26. 1. 6 調停成立
	福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 9. 20	25. 12. 3 棄却
	千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 10. 25	26. 3. 25 棄却
	栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 10. 26	26. 3. 25 棄却
	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24	

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件	H25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24	
	尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 1. 28	
	燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 4	
	静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件	25. 2. 14 25. 12. 25	
	七尾市における低周波音による健康被害原因裁定嘱託事件	25. 2. 19	
	秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 21	
	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	25. 2. 22	
	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 3. 22	H25. 8. 22 調停成立
	海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件	25. 3. 25	
	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 4. 11	
	裾野市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 4. 12	26. 2. 4 一部却下 一部棄却
	大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 4. 26	26. 3. 11 棄却
	浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 5. 2	
	沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	25. 5. 30	
	練馬区における粉じんによる大気汚染被害責任裁定申請事件	25. 6. 14	26. 1. 16 棄却
	泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件	25. 7. 2	
	湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	25. 7. 17	
	千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7. 18	
	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	25. 7. 25	
土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7. 26 25. 11. 28		

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	H25. 8. 13	H25. 9. 20 取下げ
	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 9. 13	
	世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 10. 18	
	台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 10. 21	
	中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 10. 28	
	高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件	25. 11. 7	
	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 12. 26	
	香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件	26. 1. 7	
	静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	26. 1. 14	
	座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	26. 2. 6	
	静岡市における騒音等による健康被害責任裁定申請事件	26. 3. 26	
	手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件	24. 12. 27 25. 2. 20 25. 3. 25 25. 5. 30 25. 9. 25	25. 12. 19 調停打切り
	大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件	25. 7. 25 25. 9. 30	
	千葉県における航空機騒音調停申請事件	25. 7. 29	25. 12. 3 調停打切り
	合 計	78件 (37件)	27件

- (注) 1 「合計」の( )内の数字は、平成25年度中に受け付けた事件数で、内数である。  
2 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請を1件受け付けた。

## 2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

### (1) 近年の特徴及び課題

公害紛争の処理状況について、近年見られる主な特徴及び課題は、以下のとおりである。

#### ア 係属事件の特徴

##### (7) 裁定事件の増加

平成25年度の裁定事件の受付件数は、昭和47年の裁定制度導入以来最多となった。かつては、委員会の各年度の受付件数の大半を調停事件が占めていたが、近年は裁定事件がその大半を占めている（表2）。

その要因の一つとして、地方公共団体と委員会との連携が、公害紛争処理制度の一層の周知等により図られつつあることが挙げられる。市区町村が行う公害苦情処理や都道府県公害審査会（審査会を置かない都道府県にあっては、都道府県知事。以下単に「都道府県公害審査会」という。）が行う調停等では公害紛争の解決が困難な場合に、委員会が行う裁定制度の意義や内容について当事者に情報提供等がなされ、その活用が図られているものと考えられる。

##### (イ) 小規模事件の増加

平成25年度は、被害が広範囲にわたるような事件のほか、前年度に引き続き、比較的小規模な事件が多く委員会に係属する傾向にあることが特徴の一つとなっている。

近年、環境意識の高まりなどから、都市型・生活型の紛争が増加している。こうした事件を含め、市区町村による公害苦情処理では解決が困難な事件について、公害紛争処理制度の活用が図られていることが、小規模事件の増加の一因と考えられる。

一方で、既に委員会に係属している事件に関して、申請人の家族や近隣住民から参加申立ての申請があるなど、紛争の広がりを見せる例もある。

##### (ウ) 公害紛争の多様化

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の範囲は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。

近年においては、化学物質に関する紛争、廃棄物処理・処分に関する紛争など、主張される公害の態様が多様化しているが、そうした紛争についても、「典型7公害」に関する紛争と解することが可能な場合には制度の対象として広く取り上げるなど、社会のニーズに対応し、制度の柔軟な運用を図っている。

また、前述のとおり、比較的小規模な事件も多く係属する傾向にあることから、円滑な紛争解決のため、紛争の特性を踏まえた審理の進行を図るための取組を進めている。

表2 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あつせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成																			
元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
計	3	3		723	721		1	1		216 (80)	167 (58)		6	6		949	898		

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には、分離事件が2件含まれている。  
 3 「裁定」の( )内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。  
 4 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が平成25年度までに556件係属した。

## イ 近年の課題

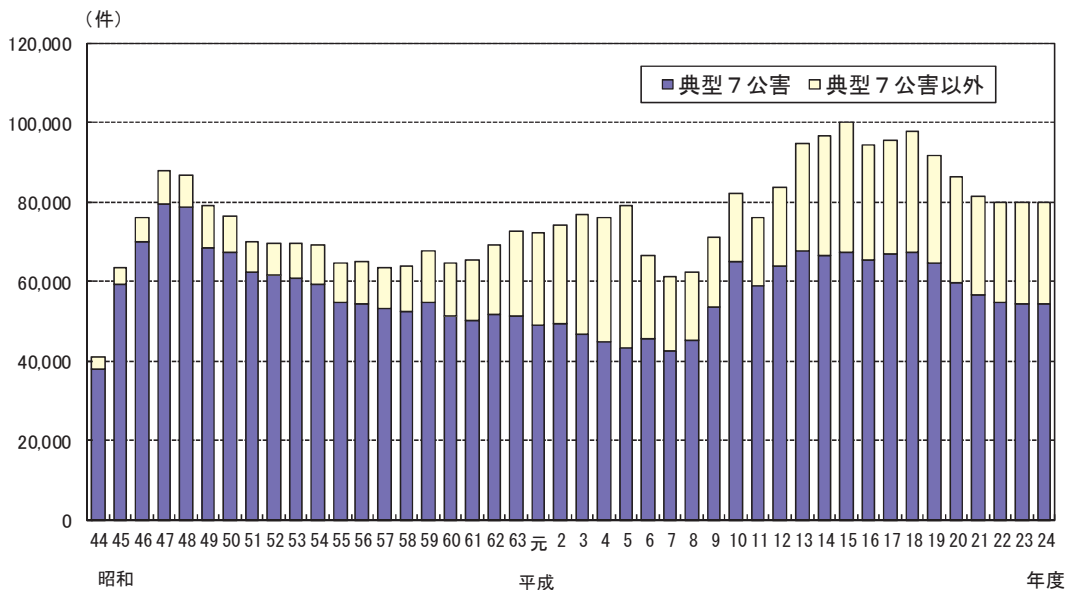
社会経済活動の変化に伴い、廃棄物処理・処分による大気汚染や工事による騒音を始めとして、都市型・生活型の公害に係る紛争が増加するなど、公害の態様は多様化している。こうした中、全国の地方公共団体に8万件の公害苦情が寄せられる（平成24年度、図1・表3）など、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図る公害紛争処理制度に対する社会的なニーズは、依然として根強いものと考えられる。

委員会が、現地期日の開催、事件解決のための調査の充実、国民や地方公共団体その他の関係機関に対する制度の周知等に努めた結果、事件数の増加や公害の態様の多様化といった傾向は定着している。しかしながら、公害紛争処理制度に対するニーズには、更なる顕在化の余地が大きいと考えられ、公害紛争の迅速かつ適正な解決に資するよう、今後とも、多様化する公害紛争事件に着実に対応するとともに、制度の利用促進等の取組を継続していく必要がある。

こうした取組の一つとして、住民からの日常的な公害苦情処理を主として担う市区町村、公害紛争のうち都道府県の域内で発生した調停事件の処理を担う都道府県公害審査会及び委員会の三者の間の連携をより一層緊密化し、それぞれの役割分担を踏まえて、当事者にとって適時適切な解決手段を見出していくことにより、引き続き、公害苦情や公害紛争の迅速かつ適正な解決に努めていく必要がある。

また、近年、比較的小規模な事件が多く委員会に係属する傾向にあることから、円滑な紛争解決のため、紛争の特性を踏まえた審理の進行を図るよう、引き続き工夫していく必要がある。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



(注) 平成6年度から調査方法の変更及び典型7公害以外について一部調査対象の見直し（「飼い犬のふんによる害」等を調査対象から除外）をしたため、件数は不連続となっている。

(資料) 「平成24年度公害苦情調査」



表3 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

年 度	公害苦情件数	対前年度増減数	対前年度増減率 (%)	公害苦情指数 (昭和45年度=100)
昭和44年度	40,854	11,884	41.0	64.4
45	63,433	22,579	55.3	100.0
46	76,106	12,673	20.0	120.0
47	87,764	11,658	15.3	138.4
48	86,777	-987	-1.1	136.8
49	79,015	-7,762	-8.9	124.6
50	76,531	-2,484	-3.1	120.6
51	70,033	-6,498	-8.5	110.4
52	69,729	-304	-0.4	109.9
53	69,730	1	0.0	109.9
54	69,421	-309	-0.4	109.4
55	64,690	-4,731	-6.8	102.0
56	64,883	193	0.3	102.3
57	63,559	-1,324	-2.0	100.2
58	63,976	417	0.7	100.9
59	67,754	3,778	5.9	106.8
60	64,550	-3,204	-4.7	101.8
61	65,467	917	1.4	103.2
62	69,313	3,846	5.9	109.3
63	72,565	3,252	4.7	114.4
平成元年度	72,159	-406	-0.6	113.8
2	74,294	2,135	3.0	117.1
3	76,713	2,419	3.3	120.9
4	76,186	-527	-0.7	120.1
5	79,317	3,131	4.1	125.0
6	66,556	-12,761	-16.1	104.9
7	61,364	-5,192	-7.8	96.7
8	62,315	951	1.5	98.2
9	70,975	8,660	13.9	111.9
10	82,138	11,163	15.7	129.5
11	76,080	-6,058	-7.4	119.9
12	83,881	7,801	10.3	132.2
13	94,767	10,886	13.0	149.4
14	96,613	1,846	1.9	152.3
15	100,323	3,710	3.8	158.2
16	94,321	-6,002	-6.0	148.7
17	95,655	1,334	1.4	150.8
18	97,713	2,058	2.2	154.0
19	91,770	-5,943	-6.1	144.7
20	86,236	-5,534	-6.0	135.9
21	81,632	-4,604	-5.3	128.7
22	80,095	-1,537	-1.9	126.3
23	80,051	-44	-0.1	126.2
24	80,000	-51	-0.1	126.1

(注) 1 平成6年度から調査方法の変更及び典型7公害以外について一部調査対象の見直し(「飼い犬のふんによる害」等を調査対象から除外)をしたため、件数は不連続となっている。

2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域(青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村)の苦情件数が含まれていない。

(資料) 「平成24年度公害苦情調査」

## (2) 事件処理における取組

近年係属した事件の特徴を踏まえ、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

### ア 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な処理に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めた。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく、平成25年度公害等調整委員会事後評価実施計画において、24年度と同計画と同様に、裁定事件の標準審理期間を設定した。具体的には、平成21年度以降に受け付けた裁定事件について、専門的な調査を要しない事件は1年6か月、専門的な調査を要する事件は2年とした。

### イ 事件調査の充実

近年、土壌汚染や化学物質などをめぐる因果関係の解明が困難な紛争が増加しており、委員会が事実の調査等を行うことにより、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係等を明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

専門的な知見の活用や公害紛争処理機関自らによる調査の実施は、民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特徴を成すものである。平成25年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の有識者である専門委員の任命（表4）や、騒音の測定・分析、水質・土壌の調査など、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な事件調査（表5）を活発に行った。

委員会は、紛争解決に必要な調査を迅速かつ適切に実施するため、事件調査のための予算を大幅に増額した平成21年度から引き続き、25年度も予算の確保に努めるとともに、今後とも、適時適切な調査を一層充実させ、迅速かつ適正な事件処理を図ることとしている。

### ウ 現地期日の開催

裁定・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する委員会の審問廷において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきた。

具体的には、平成21年度に、現地期日を開催するための予算措置を講ずるとともに、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）を改正し、開催の要件を緩和するなどの環境整備を行った。

平成25年度は、計6回の現地期日を開催した（表6）。

### エ 本人申請への対応

近年の委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行うものも多く見られる。このような場合に、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得るよう努め、円滑な紛争解決を図っている。

### オ 職権調停への移行

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付すことができるとされている（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

平成25年度に終結した裁定事件（21件）のうち、5件が調停に付され、いずれも調停が成立した。

**表 4 平成25年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の専門委員の任命状況**

事 件 名	専 門 委員数	専 門 分 野 等
深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音の研究
千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1人	応用音響工学
寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	3人	環境化学、環境工学、廃棄物工学
		大気拡散、大気環境アセスメント技術
		環境医学、環境保健学、環境リスク学
島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	水環境学、対河水汚染
高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波の研究
名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1人	環境振動、騒音・低周波音、建築音響
加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定嘱託事件	2人	地盤沈下、地下水
		構造工学、地震工学、維持管理工学、建築構造・材料
茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	1人	騒音・低周波音の研究
岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	2人	大気汚染対策、悪臭対策
		騒音対策、騒音の心理評価
福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	1人	環境生態工学、衛生工学、化学工学等

	事 件 名	専 門 委員数	専門分野等
	安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	2人	構造工学、地震工学、維持管理工学、建築構造・材料 建築構造学、構・工法の研究開発
	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	2人	衛生学、環境医学、労働衛生学、疫学 大気環境科学、環境動態解析
	武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件	1人	地盤工学、地盤耐震工学
	栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	無機分析化学、表面分析、環境工学
	尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	1人	建築構造学、構・工法の研究開発
	七尾市における低周波音による健康被害原因裁定嘱託事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	環境工学、環境地質学
	泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件	1人	土壌・地下水汚染解析、環境中微量有害物質のリスク評価、環境中放射性物質のリスク評価
	湖南省における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	1人	分析化学（X線状態分析、表面分析）、数値解析
	土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	1人	騒音対策、騒音の心理評価
	中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	1人	医学（神経内科）

表5 平成25年度における主な事件調査の実施状況

事件名	実施年月	備考
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件 (慰藉料額等変更申請を含む。)	平成25年4月	現地調査
加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定囑託事件	平成25年4月 平成25年6月	委託調査
七尾市における低周波音による健康被害原因裁定囑託事件	平成25年9月	委託調査
栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	平成25年11月	委託調査
大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	平成25年12月 平成26年1月	現地調査 委託調査
大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件	平成25年12月	現地調査
仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	平成26年2月	委託調査
泉大津市における土壌汚染被害原因裁定囑託事件	平成26年3月	委託調査
中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	平成26年3月	委託調査
鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	平成26年3月	委託調査

- (注) 1 この表において、「現地調査」とは、裁定(調停)委員長又は裁定(調停)委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算(調査費)を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。
- 2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該調査に係る契約の年月を記載している。

表6 平成25年度における現地期日の開催状況

開催年月	場所	事件名	備考
平成25年7月 平成25年10月	福岡県 福岡市	福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	第1回審問期日 第2回審問期日
平成25年8月	愛知県 名古屋市	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	第2回審問期日
平成25年12月	大阪府 大阪市	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件・同原因裁定申請事件	第1回審問期日
平成25年12月	京都府 京都市	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	第2回審問期日
平成25年12月	滋賀県 大津市	大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件	第1回調停期日

### (3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度の一層の周知を図るため、平成25年度においては、次のような活動に取り組んだ。

#### ア 公害苦情処理を担う市役所等への周知

首都圏を中心に、公害苦情処理を担う市区役所を訪問し、公害紛争処理制度の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等を行った。

また、従来より市区町村等が自ら行っている研修会に講師を派遣しており、平成25年度は兵庫県で公害紛争処理制度等の講演を行った。

#### イ 法曹関係者への周知

全国の高等裁判所・地方裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が委員会に原因裁定を嘱託することができる（公害紛争処理法第42条の32）旨の認知拡大を図った。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理に円滑に対応できるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、各都道府県の弁護士会、法テラス、司法修習生等と、公害紛争事件の効果的な解決策に関し、情報・意見交換を行った。

#### ウ 機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を平成25年5月、8月、11月及び26年2月の計4回作成し、ホームページに掲載するとともに、各都道府県の担当者等に掲載されたページについて周知した。

#### エ 政府広報を活用した広報

政府広報オンライン「お役立ち情報」に掲載している「身近な公害問題を解決！「公害紛争処理制度」をご利用ください」を平成25年10月に更新した。

#### オ その他

広報誌「総務省」平成25年4月号の「MIC NEWS」コーナーにおいて、公害紛争処理制度について紹介した。また、総務省業務案内パンフレットに委員会についての紹介を掲載した。

### 3 都道府県・市区町村との連携

#### (1) 都道府県・市区町村との情報共有

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。

委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁（公害紛争処理法第24条第1項）を管轄するとともに、専属で裁定（同法第42条の12及び第42条の27）を行うこととされている。一方、都道府県公害審査会は、域内で発生した事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄することとされている（同法第24条第2項）。都道府県公害審査会においては、平成25年度は71件の事件が係属し、29件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表7）。

また、市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応している。

委員会と都道府県・市区町村が、紛争の効果的な解決について情報を共有し、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の一層の活性化を図るために欠かすことのできな

い活動である。

委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を都道府県・市区町村に提供するとともに、以下のとおり、相互の連携を図っている。

- ① 都道府県公害審査会の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（平成25年度は、6月6日及び7日に第43回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、都道府県公害審査会の事件処理や市区町村の公害苦情処理の実情等について、情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し（平成25年度は、10月下旬から11月上旬にかけて、第44回会議を開催）、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。
- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、平成25年10月下旬から11月上旬にかけて、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報提供を行っている。

また、委員会には、電話や電子メールなどにより、国民から公害紛争処理制度についての問い合わせ等も多数寄せられている。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会の調停、委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介する一方、紹介先の機関とも連携を図ることにより、問題の円滑な解決に努めている。

表7 都道府県公害審査会に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あつ せん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24	34	0	34	0	0	37	11	21	4	1	32
25	39	0	39	0	0	29	4	22	2	1	42
計	1,386	36	1,332	4	14	1,344	560	600	153	31	

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あつせん」に含めた。  
 3 昭和56年度受付件数欄のあつせん1件は、職権によるあつせんである。



## (2) 都道府県公害審査会を経て公害等調整委員会に係属した事件

都道府県公害審査会に係属した調停事件の中には、手続の進行中や終結（調停打ち切り又は取下げ）後に、委員会に裁定の申請がなされたものも見られる。これらは、都道府県公害審査会の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する委員会の判断を求めて原因裁定の申請がなされたものや、都道府県公害審査会の係属事件としては終結した後に、損害賠償の支払を求めて責任裁定の申請がなされたものである。

平成25年度に委員会に係属した事件のうち、都道府県公害審査会に一度係属した後に裁定の申請がなされたものは、表8のとおりとなっている。

**表8 平成25年度に都道府県公害審査会を経て公害等調整委員会に係属した事件**

都道府県 公害審査会	事 件 名	受付年月日	終結年月日
大阪府 公害審査会	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	H23. 6. 16	H26. 1. 15 一部認容
山梨県知事	甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	23. 12. 27	25. 5. 28 棄却
愛知県 公害審査会	刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件	24. 2. 1	25. 5. 28 棄却
兵庫県 公害審査会	尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 1. 28	
千葉県 公害審査会	千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7. 18	
千葉県 公害審査会	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 12. 26	
高知県 公害審査会	香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件	26. 1. 7	

なお、委員会は、2（2）ウのとおり現地期日の開催の取組を進めていることから、都道府県公害審査会に係属した調停事件が委員会に係属した場合にも同様に、相当と認める場合には現地期日を開催するなど、当事者の負担軽減を図っている。